

2 教総総第 294 号  
令和 2 年 4 月 23 日

各都立学校長  
庁内各部長  
多摩教育事務所長  
教育庁各出張所長  
各事業所長

殿

東京都教育委員会 教育長  
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)  
藤田 裕司  
(公印省略)

5 月 7、8 日の都立学校の対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和 2 年 4 月 10 日付 2 教総総第 178 号「新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」に伴う都立学校の対応について (通知)」により、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく緊急事態宣言の定める期限まで、臨時休業を実施しているところです。

5 月 7 日以降の学校の対応については、国の緊急事態宣言の動向や都知事の要請内容を踏まえる必要があります。5 月 7 日は大型連休の翌日であり、事前に学校や保護者等に十分な周知を行うことが難しい状況です。

こうした状況を踏まえ、5 月 7 日及び 8 日については、東京都立学校の管理運営に関する規則第 5 条 4 項に基づき、各学校において児童生徒を登校させない日としていただくよう御対応をお願いします。なお、都立特別支援学校における幼児・児童・生徒の居場所の確保については、5 月 6 日までと同様の取扱いといたします。

本通知をもって、東京都立学校の管理運営に関する規則第 5 条 4 項における委員会の許可を受けたものとし、報告等の各学校が行うこととされている手続は不要とします。

貴職におかれましては、大型連休に入る前に、幼児・児童・生徒、保護者及び教職員に周知するとともに、感染症対策に引き続き万全を尽くすようお願い申し上げます。

今後の対応については、別途通知いたします。

(担当)

【学校における手続きについて】

指導部高等学校教育指導課

電 話 03 (5320) 6845

都立学校教育部高等学校教育課

電 話 03 (5320) 6743

指導部特別支援教育指導課

電 話 03 (5320) 6847

都立学校教育部特別支援教育課

電 話 03 (5320) 6753

【その他本通知に関すること】

教育庁総務部総務課（東京都新型コロナ

ウイルス感染症対策本部事務局）

電 話 03 (5320) 6718